令和七年三月三十一日	山村振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。 半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。

（航空交渉官の設置期間の特例）

第九条　航空局航空ネットワーク部国際航空課航空交渉官のうち一人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○国土交通省令第十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、観光庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

観光庁組織規則の一部を改正する省令

観光庁組織規則（平成二十年国土交通省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（旅行業務適正化指導室並びに新事業推進官、宿泊業活性化調整官及び民泊業務適正化指導官）	（旅行業務適正化指導室及び宿泊業活性化調整室並びに新事業推進官及び民泊業務適正化指導官）
第三条　観光産業課に、旅行業務適正化指導室並びに新事業推進官、宿泊業活性化調整官及び民泊業務適正化指導官それぞれ一人を置く。	**第三条**　観光産業課に、旅行業務適正化指導室及び宿泊業活性化調整室並びに新事業推進官及び民泊業務適正化指導官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）	2・3　（略）
（削る）	4　宿泊業活性化調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。
4　（略）	一　宿泊業の活性化に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
5　宿泊業活性化調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。	二　ホテル及び旅館の登録に関すること。
一　宿泊業の活性化に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。	5　宿泊業活性化調整室に、室長を置く。
二　ホテル及び旅館の登録に関する制度の企画及び立案並びに調整に関すること。	6　（略）
6　（略）	（新設）
（アジア市場推進室及び欧米豪市場推進室並びに外客受入推進官、外客誘致推進官、ＭＩＣＥ推進官、ＭＩＣＥ連携推進官、ＩＲ企画官及び相互交流促進官）	7　（略）
第四条　国際観光課に、アジア市場推進室及び欧米豪市場推進室並びに外客受入推進官一人、外客誘致推進官二人、ＭＩＣＥ推進官、ＭＩＣＥ連携推進官、ＩＲ企画官及び相互交流促進官それぞれ一人を置く。	（アジア市場推進室、欧米豪市場推進室及びＭＩＣＥ推進室並びに外客受入推進官、外客誘致推進官、ＭＩＣＥ連携推進官及び相互交流促進官）
2～5　（略）	**第四条**　国際観光課に、アジア市場推進室、欧米豪市場推進室及びＭＩＣＥ推進室並びに外客受入推進官一人、外客誘致推進官二人、ＭＩＣＥ連携推進官及び相互交流促進官それぞれ一人を置く。
	2～5　（略）

平成三十七年三月三十一日	山村振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。 半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。

（航空交渉官の設置期間の特例）

第九条　航空局航空ネットワーク部国際航空課航空交渉官のうち一人は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。